

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当												
<b>施策1 こどもや青少年の学びの支援の充実</b>																
<b>(1) すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります</b>																
<p><b>ア 幼児教育の普及</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>幼児教育の無償化の取組み</td> <td>すべてのこどもたちが安心して教育を受けることができるよう、幼児教育(児童発達支援を含む)の無償化を国に先駆けて大阪市独自で実施してまいりましたが、令和元年10月より、国において無償化が開始されたことにより、事業は完了いたしました。【再掲4(4)】</td> <td>こども青少年局 福祉局</td> </tr> </table>					1	幼児教育の無償化の取組み	すべてのこどもたちが安心して教育を受けることができるよう、幼児教育(児童発達支援を含む)の無償化を国に先駆けて大阪市独自で実施してまいりましたが、令和元年10月より、国において無償化が開始されたことにより、事業は完了いたしました。【再掲4(4)】	こども青少年局 福祉局								
1	幼児教育の無償化の取組み	すべてのこどもたちが安心して教育を受けることができるよう、幼児教育(児童発達支援を含む)の無償化を国に先駆けて大阪市独自で実施してまいりましたが、令和元年10月より、国において無償化が開始されたことにより、事業は完了いたしました。【再掲4(4)】	こども青少年局 福祉局													
<p><b>イ 幼児教育の質の向上</b></p> <table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>就学前教育カリキュラムの普及・啓発</td> <td>社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期である、乳幼児期の教育の充実を図ることを目的として、すべての就学前のこどもたちのためにカリキュラムを編成しました。さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂(改定)等を踏まえ、カリキュラムの内容の見直しと充実を図り、平成31年3月に改訂したことから、就学前施設への一層の普及を図り、活用を促進するとともに、小学校教育への接続を見据え小学校との組織的な連携を深めることにより、就学前教育における取組の充実を図ります。</td> <td>教育委員会事務局 こども青少年局</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>保育・幼児教育センター事業</td> <td>大阪市保育・幼児教育センターにおいて、就学前施設全般に関する研究・研修を体系化し、教職員・保育士等の研修を実施するなど、大阪市の就学前施設における乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。</td> <td>こども青少年局</td> </tr> </table>					2	就学前教育カリキュラムの普及・啓発	社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期である、乳幼児期の教育の充実を図ることを目的として、すべての就学前のこどもたちのためにカリキュラムを編成しました。さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂(改定)等を踏まえ、カリキュラムの内容の見直しと充実を図り、平成31年3月に改訂したことから、就学前施設への一層の普及を図り、活用を促進するとともに、小学校教育への接続を見据え小学校との組織的な連携を深めることにより、就学前教育における取組の充実を図ります。	教育委員会事務局 こども青少年局	3	保育・幼児教育センター事業	大阪市保育・幼児教育センターにおいて、就学前施設全般に関する研究・研修を体系化し、教職員・保育士等の研修を実施するなど、大阪市の就学前施設における乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。	こども青少年局				
2	就学前教育カリキュラムの普及・啓発	社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期である、乳幼児期の教育の充実を図ることを目的として、すべての就学前のこどもたちのためにカリキュラムを編成しました。さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂(改定)等を踏まえ、カリキュラムの内容の見直しと充実を図り、平成31年3月に改訂したことから、就学前施設への一層の普及を図り、活用を促進するとともに、小学校教育への接続を見据え小学校との組織的な連携を深めることにより、就学前教育における取組の充実を図ります。	教育委員会事務局 こども青少年局													
3	保育・幼児教育センター事業	大阪市保育・幼児教育センターにおいて、就学前施設全般に関する研究・研修を体系化し、教職員・保育士等の研修を実施するなど、大阪市の就学前施設における乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。	こども青少年局													
<b>(2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進します</b>																
<p><b>ア 学習理解度及び学習状況等の把握・分析</b></p> <table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>小学校学力経年調査</td> <td>小学校3～6年生における統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・継続的に把握・分析し、授業改善や課題に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立します。</td> <td>教育委員会事務局</td> </tr> </table>					4	小学校学力経年調査	小学校3～6年生における統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・継続的に把握・分析し、授業改善や課題に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立します。	教育委員会事務局								
4	小学校学力経年調査	小学校3～6年生における統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・継続的に把握・分析し、授業改善や課題に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立します。	教育委員会事務局													
<p><b>イ 学校力UPの取組み</b></p> <table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>学校力UPベース事業(習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実)</td> <td>小学校3～6年生の算数等、中学校1～3年生の国語・数学・理科・英語(各校の課題に応じて活用可)において、各小・中学校における児童生徒の習熟の程度に応じた少人数授業等の充実を図るとともに、研修を通じて指導の改善を図ります。</td> <td>教育委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>学校力UP支援事業</td> <td>全国学力・学習状況調査等において、継続して学力等の課題を有する学校に対して、重点的に支援を行います。</td> <td>教育委員会事務局</td> </tr> </table>					5	学校力UPベース事業(習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実)	小学校3～6年生の算数等、中学校1～3年生の国語・数学・理科・英語(各校の課題に応じて活用可)において、各小・中学校における児童生徒の習熟の程度に応じた少人数授業等の充実を図るとともに、研修を通じて指導の改善を図ります。	教育委員会事務局	6	学校力UP支援事業	全国学力・学習状況調査等において、継続して学力等の課題を有する学校に対して、重点的に支援を行います。	教育委員会事務局				
5	学校力UPベース事業(習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実)	小学校3～6年生の算数等、中学校1～3年生の国語・数学・理科・英語(各校の課題に応じて活用可)において、各小・中学校における児童生徒の習熟の程度に応じた少人数授業等の充実を図るとともに、研修を通じて指導の改善を図ります。	教育委員会事務局													
6	学校力UP支援事業	全国学力・学習状況調査等において、継続して学力等の課題を有する学校に対して、重点的に支援を行います。	教育委員会事務局													
<b>ウ 学習支援(学習意欲の向上・学習習慣の定着)の取組み</b>																
<table border="1"> <tr> <td>7</td> <td>学びサポーターの配置</td> <td>学力向上を図るため、ブロック担当指導主事と学校が連携を密にしながら、学びサポーターを配置し、学校の実情に応じて学力向上に資する児童生徒への学習支援を行います。</td> <td>教育委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>学習教材データの配信</td> <td>児童生徒の実態に応じて選択したり編集したりした問題を、授業、放課後学習、家庭学習などで活用することにより、基礎学力や応用・活用問題に対応する力の育成を図ります。</td> <td>教育委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ブロック化による学校支援事業</td> <td>ブロックごとに、担当指導主事が学校と連携を密にし、地域や学校の実情に応じた課題対応にかかる取組を支援することで、小中学校の学力向上に寄与する。</td> <td>教育委員会事務局</td> </tr> </table>					7	学びサポーターの配置	学力向上を図るため、ブロック担当指導主事と学校が連携を密にしながら、学びサポーターを配置し、学校の実情に応じて学力向上に資する児童生徒への学習支援を行います。	教育委員会事務局	8	学習教材データの配信	児童生徒の実態に応じて選択したり編集したりした問題を、授業、放課後学習、家庭学習などで活用することにより、基礎学力や応用・活用問題に対応する力の育成を図ります。	教育委員会事務局	9	ブロック化による学校支援事業	ブロックごとに、担当指導主事が学校と連携を密にし、地域や学校の実情に応じた課題対応にかかる取組を支援することで、小中学校の学力向上に寄与する。	教育委員会事務局
7	学びサポーターの配置	学力向上を図るため、ブロック担当指導主事と学校が連携を密にしながら、学びサポーターを配置し、学校の実情に応じて学力向上に資する児童生徒への学習支援を行います。	教育委員会事務局													
8	学習教材データの配信	児童生徒の実態に応じて選択したり編集したりした問題を、授業、放課後学習、家庭学習などで活用することにより、基礎学力や応用・活用問題に対応する力の育成を図ります。	教育委員会事務局													
9	ブロック化による学校支援事業	ブロックごとに、担当指導主事が学校と連携を密にし、地域や学校の実情に応じた課題対応にかかる取組を支援することで、小中学校の学力向上に寄与する。	教育委員会事務局													

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	10	塾代助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育にかかる費用の助成を行います。【再掲1(4)、4(4)】	こども青少年局
	11	各区における教材等を活用した学習サポート	単元別テスト・学力分析ツールなどの学校教材を導入し、児童に合った指導を行うとともに、家庭学習の環境づくりを指導するなど学習サポートを実施します。	複数区役所で実施
	12	資格試験の受験を通した学習意欲の向上の取組み	実用英語技能検定や日本漢字能力検定の受験機会を設けることにより、検定合格という目標に向けて学習意欲の向上が図られるよう支援します。	複数区役所で実施
	13	民間事業者や有償ボランティア等による課外学習支援等	放課後の学校施設や区役所附設会館・地域集会所等に、課外学習の場を設置し、学習塾等の民間事業者や有償ボランティア等を活用して、基礎学力の向上、こどもの習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図ります。あわせて、自尊感情の醸成につながる取組み等を実施している区もあります。	各区役所
<b>エ 学習環境の充実</b>				
	14	学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進	児童生徒の読書習慣を確立し言語力や論理的思考能力を育むため、また、自ら学び自ら考え、生涯にわたって学び続ける意欲を獲得するため、学校図書館補助員の配置等、学校図書館の環境整備を進め、学校図書館を活用した調べ学習や読書活動の活性化を図ります。また、学校への団体貸出等、市立図書館からの学校への支援の充実を図ります。	教育委員会事務局
	15	情報収集・学習拠点としての図書館機能の充実	地域の情報活用基盤として、誰もがいつでも情報や知識を活用して創造性・生産性を高めることができるよう支援します。また、地域の多種多様な課題解決に向けた情報収集・学習拠点として、学校、区役所等地域施設、団体などを支援します。	教育委員会事務局
	16	多文化共生教育の推進	帰国・来日等の子どもに対して、学校への編入が円滑に進むよう初期面談対応を行います。また、日本語指導などについても、編入直後の文化のちがいや学校生活、簡単な日本語になじむ取り組みから始まり、生活言語の習得から学習言語の習得まで切れ目のない一貫的な支援を行います。外国にルーツのあるの子どもに対しては、自分のルーツのある国の歴史や文化・言語を学ぶ機会の保障や共生のための教育の推進に努めます。	教育委員会事務局
	17	子ども自立アシスト事業	中学生等がいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、家庭が抱える課題についてアセスメントを行い、高校進学等へ向けたカウンセリングによる個別支援を行います。	福祉局
	18	帰国・来日等児童生徒の支援	帰国・来日等の児童生徒を支援するサポートーを区内小中学校に配置することにより、支援対象者の学校生活の支援及び周囲の児童生徒への理解を促進します。	複数区役所で実施
<b>(3) 進学や通学継続できるよう支援します</b>				
<b>ア 相談しやすい環境づくり(相談体制の充実)</b>				
	19	スクールカウンセラーの活用	中学校に配置しているスクールカウンセラーが校区内のこどもやその保護者、教職員の相談に応じます。また、年々増加している相談に対応するため、小学校への派遣も推進します。また、市立の高等学校においては、生徒の進路や学習等に関する様々な悩みに関する相談体制の充実、中退防止・進路意識向上のため、スクールカウンセラーを全校に配置します。	こども青少年局 教育委員会事務局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	20	スクールソーシャルワーカーの活用	令和2年度より、こどもサポートネットSSWと一元化にともない、緊急事案に係る派遣対の支援を行います。【再掲3(2)】	教育委員会事務局
	21	高等学校中途退学防止に向けた体制の充実	スクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、高校生活を続けていくことに不安を感じている生徒に対し、SSWがカウンセリング等を通じて高校生活に対する支援を行う。・中退防止コーディネーターの校内組織への位置づけを行い、担任、SSWと連携しながら生徒情報の集約、具体的な支援内容の検討を行うとともに、中学校、関係機関等との連絡調整にあたる。	教育委員会事務局
	22	不登校等こどもにかかる相談体制の充実	こどもや保護者のニーズに応じ、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談を進めます。また、電話という相談しやすい方法によって、いじめをはじめとする様々な問題の未然防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言を行います。電話相談については、こどもが相談しやすいように、土曜日・日曜日を含めて24時間対応できる体制を整えています。	こども青少年局
	23	区独自のスクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会事務局の配置するスクールソーシャルワーカーとは別に、区独自にスクールソーシャルワーカーを配置し、教職員と協働して児童生徒の支援を行います。【再掲3(2)】	複数区役所で実施
<b>イ 生活指導等の充実</b>				
	24	生活指導支援員の配置	警察官経験者・児童生徒指導経験者を生活指導支援員として配置申請のあった小中学校125校に配置し、教職員と協働して児童生徒と関わり、生活指導上の課題に関する助言、指導等の対応を行います。	教育委員会事務局
	25	生活指導サポートセンター(個別指導教室)	学校からの生活指導に関する相談や学校内における生活指導体制の確立・強化を図ります。また、出席停止や出席停止に相当すると判断されるとともに、個別の施設での指導が適切であると判断された児童生徒に対し、問題行動の克服と立ち直りのための指導・支援を行います。また、教科指導・キャリア教育等を含め、質の高い指導・援助を提供し、学校・教室での教育を受ける権利を確保しながら、問題を起こす児童生徒の立ち直りをめざします。	教育委員会事務局
	26	大阪市版スクールロイヤー School Support Expert Team (SSET)	いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為等、学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士・精神科医・臨床心理士・公認心理師・社会福祉士等から構成される大阪市版スクールロイヤー School Support Expert Teamが第三者として専門的な立場を生かした支援を行います。【再掲3(2)】	教育委員会事務局
	27	大阪市版教育支援センター(適応指導教室)	不登校児童生徒の学習の場を提供するとともに、配置スタッフが支援要請のあった各小中学校に訪問し、不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握や学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援を行います。 また、適応指導教室における活動についても成績に反映し、在籍校とも連携を図りながら卒業後の進路における効果的な指導や支援を行います。	教育委員会事務局
<b>ウ 進路指導の取組み</b>				
	28	進路指導の充実	生徒一人一人が、自らの個性、能力、適性を踏まえた将来への展望を持ち、主体的に進路を選択していく意思・能力・態度などを育成する教育の充実を図ります。	教育委員会事務局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	29	進路選択支援事業	高等学校・大学等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援します。	教育委員会事務局
<b>エ 不登校児童・生徒支援の取組み</b>				
	30	不登校児童通所事業	不登校状態にあるこどもに対し、一人一人の状態に応じた適切な支援を推進するため、こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、体験活動や学習活動の機会を提供することを通じて再登校などの社会参加を支援する取組みを進めます。	こども青少年局
	31	メンタルフレンド訪問援助事業	ひきこもり・不登校児童等の家庭に、兄・姉世代の大学生等をメンタルフレンドとして定期的に派遣することにより、遊びや対話を通じて情緒の安定を図るとともに、自主性や社会性の伸長を支援します。	こども青少年局
	32	不登校児童生徒の支援パッケージ	区専属のスクールソーシャルワーカーの配置や、小学校のスクールカウンセラーの増員を行うほか、不登校児童生徒にサポーターを配置し、登校支援、別室登校支援、学習支援等を実施します。また、港区サードプレイス(こどもの居場所)事業、臨床心理士による土曜教育相談、不登校のこどもの保護者の集まり「サロン de ゆるり」(民間団体主催)と連携するほか、随時実施する不登校問題等の講演会を日時や会場を同じくして実施するなど、それぞれの取組みを相互に連携する形で実施します。	港区役所
	33	ひらの青春生活応援事業	不登校に陥るおそれのある高校生を対象に家庭訪問等の個別相談を行い高校中退を防止するとともに、高校卒業後の就労・社会生活について長期的に安定した計画設計ができるよう支援します。	平野区役所
	34	小中学生の不登校防止対策の推進	不登校や不登校傾向のある児童・生徒の登校支援(別室登校支援含む)や学習支援、相談支援を行うとともに、地域に居場所を提供するなど、各区の実情に応じた不登校防止対策を実施しています。	複数区役所で実施
<b>(4) 多様な体験や学習の機会を提供します</b>				
<b>ア 学校における体験や学習機会の充実</b>				
	35	学校活性化推進事業(校長経営戦略支援予算)	校園長が十分に裁量を發揮し、「運営に関する計画」に掲げた目標の達成に向け、学校園が主体性を持って校長経営戦略予算を活用して地域の実情等に応じた取組みを推進する中で、多様な体験や学習ができる機会の充実を図ります。	教育委員会事務局 こども青少年局
	36	トップアスリートによる「夢・授業」	オリンピックや世界陸上等の世界大会に出場したトップアスリートが大阪市内の学校を訪問し、こどもたちを対象として、技術指導や講演を行うことにより、こどもたちの「夢」を育み、スポーツへの興味関心を喚起していきます。	経済戦略局
	37	キャリア教育推進事業	こどもや青少年のしっかりとした勤労観や職業観を育むため、経済団体や企業、地域等と連携し、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。小学校では職業講話・職場見学等を実施、中学校においては、職場体験学習等を実施します。高等学校では、進路講話やインターンシップの実施等進路希望に応じて適切な指導を行います。	教育委員会事務局
	38	学校における放課後の活動等の実施	中学校、高等学校においては、部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。	教育委員会事務局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	39	夢を見つける体験事業	自ら目標を持ち努力できる人材を育成することを目的として、区内小中学校の児童生徒を対象に、本物を体験できる芸術鑑賞や専門性の高い講師派遣など多様な体験を通じた質の良い教育環境支援を実施します。	北区役所
	40	各区における運動能力等向上支援	専門的な経験・技術を持つインストラクターを派遣し、区内小学校で実践的な体育の授業を行うなど、授業内容の改善・充実を図り、小学生の体力・運動能力の向上とスキルアップを推進します。	複数区役所で実施
	41	地域の強みを活かした教育力向上事業	小中学校において、区内の教育施設を活用して学力、体力、運動能力の向上に取り組む活動や、こどもがそれぞれに自由に選んだ絵本を、小グループ等になり相互に読み合ったり、絵本について話し合ったりする絵本を通じた交流を支援します。	港区役所
	42	小中学校へのゲストティーチャー派遣事業	小・中学生を対象に、ゲストティーチャーを派遣して「いのちと性の教育」「情報モラル教育」をテーマに教育を実施することで、さらなる自尊感情と人権意識の向上を図ることにより、「望まない妊娠」や10代の妊娠を防止するとともに、こどもの問題行動を抑制し心身の健やかな成長を促します。	東淀川区役所
	43	プログラミング教育支援事業	小学生6年生を対象に、ロボットを活用したプログラミング学習体験を実施することで、論理的に読み解く力やプログラミング的思考(物事を論理的に考える)を育成します。	東淀川区役所
	44	自尊感情向上のための鑑賞教育事業	小学生を対象に、演劇公演や音楽公演を鑑賞することにより豊かな情操や感情を育むことで、児童の自尊感情の向上を図り、もって児童の問題行動の抑制、心身の健やかな成長を促します。	東淀川区役所

### イ 地域における体験や学習機会の充実

	45	地域こども体験学習事業	各地域でこどもの健全育成に関わる大人(団体)を対象に、こどもへの関わり方に関する知識・技術と、体験学習プログラムについての研修を実施するとともに、体験学習の意義を市民に啓発することにより、こどもの健全育成にかかる機運の向上を図り、こどもたちの生きる力を育成します。	こども青少年局
	46	プレーパーク事業	こどもたちの課題や困難を乗り越える力を身につける場としての「遊び場」(プレーパーク)、学習習慣を身につけ、学力向上を図る場としての「学び場」(学習支援機能)、自己肯定感を高めることができる場としての「たまり場」(フリースペース)などこどもの「生きる力」を育む居場所として実施します。	西成区役所
	47	各区におけるキャリア教育支援	地域の工場や商店街といった社会資源等を活用するなど、各区の実情に応じたキャリア教育支援を実施します。	複数区役所で実施

### ウ 社会教育施設などを活用した体験や学習機会の充実

	48	信太山青少年野外活動センター	青少年の野外活動のための施設の提供、野外活動に関する相談及び指導、野外活動の機会の提供、及び野外活動に関する指導者の育成を行い、青少年の健全育成を図ります。	こども青少年局
	49	こども文化センター	舞台を生かした優れた演劇、音楽、映画等の舞台芸術の提供と芸術文化の創作活動を通して、こどもの豊かな感性と創造性を育み、こどもの芸術文化に関する情報収集や相談、指導者の養成を行います。	こども青少年局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	50	青少年センター	音楽・美術等の興味ある分野において、自主的に活動することは、青少年の創造性や個性の伸長につながり、青少年同士のつながりを深め、協調性や人への思いやりを深めていく経験を積むことができる重要な機会となることから、施設の提供やワークショップ、講演会・講習会などを実施します。	こども青少年局
	51	キッズプラザ大阪	キッズプラザ大阪はこどものための遊体験型学習施設であり、多くのこどもたちに学校や家庭ではできない学習機会を提供します。	教育委員会事務局
	52	子どものためのイベントガイド「タッチ」の発行	夏休みなど長期休業中に開催される、こども向けや親子向けの事業・イベントを集約した情報誌を発行し、多様な学習情報を提供します。	教育委員会事務局
<b>エ 人材や民間の力を活用した体験や学習機会の充実</b>				
	53	こども夢・創造プロジェクト事業	大阪が有する多種多様な社会資源や豊かな文化的資産、このように恵まれた環境のもと排出された多彩な人材などの貴重な財産を生かし、市内の小・中学生を対象に、企業や大学、専門学校などと協働で、こどもたちのあこがれる人物や大阪が誇る文化や産業の担い手から学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施します。	こども青少年局
	54	第一級の芸術にふれる機会の充実	大阪にある優れた芸術文化資源である文楽をはじめとした伝統芸能や、クラシック音楽に気軽に触れる機会を提供し、次代を担う青少年をはじめとする市民が芸術文化資源に親しむきっかけにします。	経済戦略局
	10	塾代助成事業	【再掲1(2)、4(4)】	こども青少年局
	55	各区における多様な体験や学習機会提供の取組み	伝統芸能の体験や、環境学習、異文化交流など、各区の実情に応じた多様な体験や学習機会を提供する取組みを実施します。	複数区役所で実施
<b>施策2 家庭生活の支援の充実</b>				
<b>(1) 子育て家庭における養育や教育を支援します</b>				
	<b>ア 子育て支援の充実</b>			
	56	地域子育て支援拠点事業	子育て世帯が気軽につどい、交流できる場所の提供や子育てに関する相談援助等を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て家庭の親とそのこども(おおむね3歳未満の児童及び保護者)の健やかな育ちを支援します。	こども青少年局
	57	幼稚園における子育て支援・地域との交流活動の実施	幼稚園において、未就園児と保護者登園、園庭開放、子育て相談、子育てフォーラムなど、地域における幼児期の教育センター的役割を果たすよう努めます。	こども青少年局
	58	子育て活動支援事業(子ども・子育てプラザ)	在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期のこどもたちが集い交流する機会を提供します。	こども青少年局
	59	一時預かり事業 (一般型)	傷病、介護、冠婚葬祭又は労働・職業訓練・就学あるいは育児負担の軽減などのために、緊急・一時的又は断続的に保育が必要な場合、保育所等において児童を一時的に預かります。【再掲4(3)】	こども青少年局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	60	病児・病後児保育事業	保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的にその児童を保育します。【再掲4(3)】	こども青少年局
	61	子育て短期支援事業(子どものショートステイ事業)	児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産等の社会的理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、当該児童を児童養護施設等において一時的に養育します。【再掲4(3)】	こども青少年局
	62	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。【再掲4(3)】	こども青少年局
	63	4歳児訪問事業	4歳児を対象に保健師等が未就園児への家庭や保育所・幼稚園等への訪問などを行い、就学前までに必要な生活習慣を身につけるための健康教育や子育て相談等を実施するとともに、事業効果を高めるため、絵本を配付する。	こども青少年局
	64	多胎児家庭外出支援事業	多胎児を連れての外出は困難さが高く、特に移動にベビーカー等を使用する年齢層は公共交通機関の乗り継ぎ等においても身体的負担が大きいことから、満2歳児以下の多胎児(双子、三つ子など)を養育している保護者等の外出を支援するため、ユニバーサルデザインタクシー等の利用料金の一部を助成する。	こども青少年局
	65	養育支援訪問事業(子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業・エンゼルサポーター派遣事業)	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、こども家庭支援員による相談・支援やエンゼルサポーターによる家事援助を家庭訪問により実施します。【再掲3(2)】	こども青少年局
	66	要支援家庭に対するサポーター派遣事業	こども青少年局の「エンゼルサポーター派遣事業」の利用期間終了後も、継続して福祉的な支援が必要な家庭に対し、出産後概ね1歳6か月まで、50時間を上限にサポーターを派遣し、家事援助や育児相談を行います。【再掲3(2)】	淀川区役所
	67	地域における子育て相談等の場や機会の提供	地域において、子育てについての相談等ができる場や機会を提供し、情報提供や相談支援、子育て講座等を実施しています。	複数区役所で実施
	68	子育てカウンセリング事業	専門家によるカウンセリングや助言の実施により、発達が気になる子の支援を充実させるとともに保護者の仲間づくりを支援します。	阿倍野区役所
	69	子育て支援情報の発信や子育てイベント、講座等の開催	子育てに役立つ情報誌やマップ等を作成するなど情報発信に取り組むほか、保護者と支援者が交流する機会となるイベントや子育て支援に関する講座を開催するなど、各区の実情に応じた取組みを推進しています。	複数区役所で実施
	70	区役所庁舎を活用した親子交流の場の提供	区役所庁舎内に親子が交流できる場を設置し、情報提供や相談支援、子育て講座等を実施しています。	複数区役所で実施
	71	訪問型病児保育(共済型)推進事業	保護者の会費をベースに運営する共済型モデルにより、児童が病気の際、保育者を自宅に派遣する訪問型の病児保育事業を実施します。【再掲4(3)】	複数区役所で実施
<b>イ ひとり親家庭支援の取組み</b>				
	72	愛光会館	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立を助長し、その福祉を増進するとともに、その扶養する児童の健全な育成に資することを目的とした事業を実施します。	こども青少年局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	73	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、技能習得のための通学・就職活動等の自立促進や疾病・残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援員の居宅で保育するなど、その生活を支援します。【再掲4(1)】	こども青少年局
	74	ひとり親家庭等に対する相談・情報提供機能の充実	各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実に努めます。	こども青少年局
	75	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子やその監護すべき児童等を入所させて保護し、母子生活支援施設の少年指導員・母子支援員や各区とも連携しながら、子育ての相談や自立促進のためにその生活を支援します。	こども青少年局
<b>ウ 家庭の教育力向上の取組み</b>				
	76	家庭教育充実促進事業	保護者が家庭においてこどもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育支援講座を実施するなど学習機会を提供し、家庭教育に関する啓発や情報発信を行います。	教育委員会事務局
	77	家庭教育振興事業(生涯学習センター事業)	こどもの健やかな育ちと家庭や地域の教育力の向上をめざし、地域における家庭教育の振興に資する学習機会を提供します。	教育委員会事務局
	78	学校キャラバン隊	幼稚園・小学校を中心に指導主事チームを派遣し、こどもの生きる力の育成には基本的生活習慣の確立、学習環境の整備、自尊感情の育成などが大切であることを保護者に啓発します。	教育委員会事務局
	79	ブックスタート事業	絵本を通じて親と子が触れ合う機会を生み出し、豊かな親子関係を育むと同時に、こどもの情緒面での発育を促すことを目的に絵本等のセットを渡すとともに、図書館司書等が読み聞かせの指導を行います。	こども青少年局
	80	家庭学習支援の取組み	生活習慣や学習習慣の改善を図るために手引きやインターネット上の無料動画授業や教材のリスト等を作成、配付するほか、新型コロナウイルスの感染状況をふまえ、可能な範囲で区民センター等に自習室を開設するなど家庭学習支援の取組みを実施しています。	港区役所
<b>エ 食育の推進</b>				
	81	食に関する相談や指導の推進	各区保健福祉センターにおいて、母子管理の一環として妊娠中から出産、離乳食の開始時期以降に至るまで一貫した支援が図られるよう、食生活相談日や健康診査等において栄養相談や指導を行います。	健康局
	82	食に関する情報や学習機会の提供	各区保健福祉センターにおいて、出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊娠婦、子育て家庭、こどもを対象とした食に関する情報や学習機会の提供を行います。	健康局
	83	保育所等における食育の推進	保育所等に対して食育媒体を使用した食育啓発や、施設監査及び給食巡回指導時に食育推進に関する助言指導を行っています。また、保育所等の食育担当職員を対象に食育研修会を開催し、資質の向上を図っています。	こども青少年局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	84	幼稚園における食育の推進	幼児の実態を考慮して食に関するねらいを定め、年間計画に位置づけて食育の取組みを進めます。昼食や野菜栽培活動を通じ、保護者への啓発も行いながら、食物への関心や食習慣など、食に関する学びにつながる力を育みます。	教育委員会事務局
	85	学校における食育の推進	全小・中学校が各学校の計画に基づき食育の取組みが実施されるよう、優れた教育実践の普及や、実施に課題がある学校に重点化して支援を行います。	教育委員会事務局
	86	子どもの朝食欠食率改善推進事業	朝食を欠食する子どもの割合を減少させるため、関係協力機関と協働で、朝食欠食の原因となる課題改善につながる調理実習や学習事業を実施します。また、事業実施結果について学校・保護者・関係先等に周知、啓発を行い、対策を行うことで貧困の連鎖の解消にもつなげます。	住吉区役所
	87	食育推進ネットワークの強化	不規則な食事や栄養バランスの偏りなどの問題を解消するために保育所や幼稚園、小学校等をつなぐ場としての食育推進ネットワークを確立・強化し、地域に密着した食育の推進を図ります。	健康局
<b>才 相談や支援体制の充実</b>				
	88	区保健福祉センターにおける相談の充実	区保健福祉センターの「子育て支援室」においては、虐待担当者・保育士・家庭児童相談員等のチームが、子どもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、子どもに関する様々な相談に応じるほか、各機関との連携により、専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供などを行います。【再掲3(2)】	こども青少年局
	89	こども相談センターにおける相談や支援	大阪市内に住む、18歳未満の子どもの相談について、児童福祉司、児童心理司、医師、教職経験者などの専門の職員が、面接や心理検査等を行い、子どもの状態や家庭の状況を把握し、必要な支援を行います。【再掲3(2)】	こども青少年局
	90	男女共同参画センター子育て活動支援館	男女共同参画と子育て支援を一体的に推進する機能を担う男女共同参画センター子育て活動支援館において、子育てに関する電話相談・専門相談を行うとともに、子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の後方支援を行います。	こども青少年局
	91	利用者支援事業	こども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。	こども青少年局
	92	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、地域のネットワークや関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。	福祉局
<b>(2) こどもや青少年、保護者の健康を守る取組みを推進します</b>				
<b>ア 健康相談・健康管理の取組み</b>				
	93	健康相談の実施	保健福祉センターにおいて、子育て、生活習慣病の予防など、乳幼児から高齢者までの健康に関する様々な相談に保健師が電話や面接で応じているほか、地域健康講座に併設して、心身の健康に関する指導及び助言を行う地域健康相談を実施します。	健康局

「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	94	地域健康講座の実施	生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、生涯を通じた健康の保持増進に資することを目的とし、地域に出向いて講座を実施します。	健康局
<b>イ 母と子の健康を守る取組み</b>				
	95	妊娠婦健康診査	妊娠については、医療機関等で受診する健康診査について、妊娠期間中に受診することが望ましいとされる14回すべてを公費負担することにより、受診の促進を図るとともに、妊娠及び胎児の健康管理の向上を図ります。産婦については、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の健康診査について公費負担することにより、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図り、産後の母子への支援を充実します。	こども青少年局
	96	父親の育児参加啓発事業	初妊婦及びその夫等を対象としたセミナーにおいて、こどもを心身ともに健やかに産み育てる家庭環境づくりのために、父親に対して母性及び乳幼児についての知識向上を促し、育児への参加啓発を行います。	こども青少年局
	97	出産前小児保健指導事業	若年層の妊娠が、妊娠中に産婦人科が紹介した小児科医から乳児の健康上の注意や育児に関する指導を公費負担により受けることで、生まれる児のかかわりつけ医が確保されているという安心感を持ち、妊娠の出産後の育児不安の軽減を図ります。	こども青少年局
	98	母親教室	すこやかな児を産み育て、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠教室、離乳食講習会を行います。妊娠教室では妊娠歯科健康診査事業を併設しています。	こども青少年局
	99	周産期緊急医療対策事業	大阪府、堺市と共同で、周産期におけるハイリスク妊娠婦や新生児が緊急に適切な医療を受けることができる体制や、未受診妊娠婦等産婦人科の救急搬送患者の受入体制の整備、充実を図ります。	健康局
	100	新生児聴覚検査	聴覚障がいは早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるため、聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るために、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施します。	こども青少年局
	101	乳児家庭全戸訪問事業	助産師・保健師が3か月児健康診査までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	こども青少年局
	102	養育支援訪問事業(専門的家族訪問支援事業)	望まない妊娠、若年者の妊娠等で妊娠を継続することに不安が強い妊娠婦や出産後も育児困難が予想される妊娠及び、出産後間もない時期など、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対し、専門職である保健師・助産師等が訪問して、育児に関する問題を総合的に把握し、相談及び技術支援を行い、こどもの健全な育成を図るとともに、児童虐待を未然に防止します。【再掲3(2)】	こども青少年局
	103	各区における養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)	こども青少年局「養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)」の対象者の拡充や期間の延長など、各区の実情に応じた取組みを推進し、こどもの健全な育成を図るとともに、児童虐待を未然に防止します。【再掲3(2)】	複数区役所で実施
	104	産後ケア事業	出産後に支援が必要な母子を対象に、ショートステイやデイケア、アウトリーチの利用を通じて、母親の心身のケアや育児のサポートを行います。	こども青少年局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	105	地域ふれあい子育て教室	地域において養育者とこども同士の交流を進める場を作り、仲間づくりや心身の健康に関する情報の交換等を行うことにより相互に身近な相談相手を確保し、養育者の育児不安の解消と乳幼児の健康づくりの推進を図ります。	こども青少年局
	106	乳児一般健康診査	生後1～2か月と9～11か月の乳児を対象に、大阪市が委託する医療機関において、必要な健康診査を公費負担で実施し、乳児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見とともに、適切な保健指導を行うことにより、養育者の育児不安を解消し、乳児の健康の保持・増進を図ります。	こども青少年局
	107	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	3か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援します。なお1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では歯科健康診査、フッ化物塗布を行っています。	こども青少年局
	108	赤ちゃんへの気持ち質問事業	乳児家庭全戸訪問事業の対象者を家庭訪問し、出産後早期に母親の赤ちゃんへの愛着を含むメンタルヘルスの状況を客観的に把握・評価するため、助産師または保健師による「育児支援チェックリスト」「赤ちゃんへの気持ち質問票」によるスクリーニングを実施します。	こども青少年局
	109	各区における助産師等による妊娠期の相談体制の充実・産後の相談支援	妊娠期からの相談体制の充実や、産後の授乳や育児などに関する相談を専門職である助産師等にすることで、育児不安の軽減を図り、児童虐待の防止を推進します。また、適切な支援や医療につなげる区もあります。	複数区役所で実施
	110	東淀川区4・5歳児就学前子育て相談事業	3歳児健康診査以降から就学まで切れ目なく、子育てに関する困りごとや発達上の心配ごとのある養育者に対して、相談しやすい個別対応を拡充し、きめ細やかな相談体制をとっています。また、伴走型支援を行うことで良好な親子関係を保持し児童の発達を促すと共に、二次障がいを予防し、児童虐待の発生を防止します。	東淀川区役所
	111	ライフステージに応じた健康づくり事業	健康寿命の延伸に向け、幼少期からの食育や特定健診受診率向上に向けた取組み、介護予防への取組みなど、地域や関係機関等と協働した効果的な取組みを推進します。	東成区役所
	112	各区における妊婦教室等	初妊婦及びその夫等を対象とした子育て教室やマタニティカフェなど、情報交流や教室に参加することで、心身ともに健やかに産み育てる家庭環境を作ります。	複数区役所で実施
<b>ウ こどもや青少年の健康づくり</b>				
	113	就学時健康診断の実施	就学予定の子どもの健康状態を、学校であらかじめ把握し、入学後の学校生活に生かしていくため、就学時健康診断を実施します。同時に、学校生活への不安などに対して、教育相談を実施し、必要に応じて精密検査につないでいきます。	教育委員会事務局
	114	学校園における幼児児童生徒の健康診断等の実施	幼児児童生徒に、定期的に健康診断を実施し、事後措置として、健診結果を保護者へ通知し受診につなげ、健康の保持増進に努めます。小中学校においては、法で定められた疾病的受診にかかる費用を、就学援助として学校で医療券を発行し、医療費の援助を行います。また、健康診断を生涯にわたる健康の保持増進のために必要な実践力を育成するための教育活動と位置づけ健康教育を行います。	教育委員会事務局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	115	「子どもの体力づくり強化プラン」の推進	「子どもの体力づくり向上推進委員会」において、体力向上策を検討します。また、体力向上のための取組校を設定し、「子どもの体力づくり向上研修会」において発表し、「子どもの体力向上推進プログラム」として、その取組みを各校に周知します。さらに、小中学校の全校において、「検証シート」や、中学校については「学校のあゆみ」で学校ホームページで公表し、自校の児童生徒の体力向上に取り組みます。	教育委員会事務局
	116	学校園における感染症予防の推進	感染症に対する正しい知識の普及啓発や健康教育、感染予防を推進します。	教育委員会事務局
	117	学校教育等におけるエイズ・性感染症予防に関する取組みの推進	20歳代・30歳代の若年層においてHIV感染者・エイズ患者の割合が高いため、学校教育の一環でHIV/エイズ予防に関する普及啓発を行うことで、今後の予防行動へのつながりが期待できるため、エイズ予防情報誌を、市立の中学校・高校の各生徒に配付します。	健康局 教育委員会事務局
	118	思春期関連問題相談	思春期を中心とする不登校やひきこもり等の適応障がいや摂食障がい、心身的症状を持つ者が増加する傾向にあることから、これらの問題に対して早期に専門的な立場から専門相談を実施します。	健康局
	119	たばこに関する正しい知識の普及啓発	たばこ(未成年喫煙対策・受動喫煙防止対策等)に関する正しい知識についての普及啓発推進のため、ホームページや各区保健福祉センターで実施する健康講座など、様々な機会を通じてたばこの健康への影響を発信していきます。	健康局
	120	健全母性育成事業	思春期特有の性に関する不安や悩み、医学的問題について、思春期健康教育に関する専門家が中学校へ出向き、直接中学生等を対象に思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」を実施します。	こども青少年局
	121	小・中学校、市立高校における「性・生教育」の推進	小・中学校、市立高等学校の様々な教科・領域で実施している性に関する指導を、自己肯定感を高めることをめざし系統的に進めるとともに、教員の指導力を高め、実践がより円滑に進むよう努めます。特に中学校段階において、全校各学年で年間3時間程度の「性・生教育」の授業を実施します。	教育委員会事務局
	122	生きるチカラまなびサポート事業	区内の小・中学校での「キャリア教育」や「性・生教育」を支援するサポーターの登録制度を区役所で構築し、授業の支援や教員・保護者の合同研修の講師として派遣を行います。	生野区役所
	123	こどもの将来のライフプラン支援事業	各中学校が進める「性・生教育」授業を支援することによって、「自分と家族・社会との関係性や将来の生き方を考える」生徒が増加し、若年出産による貧困などのリスクを回避し、貧困の連鎖防止につなげます。	住吉区役所

### (3) 家庭的な養育を推進します

	ア 里親支援の取組み		
	124 里親委託推進事業	家庭での養育が困難なこどもの社会的養護として、家庭と同様の養育環境である里親委託を推進するために、養子縁組里親の開拓、育成、広域での養子縁組里親選定、子どもの委託後から縁組成立後の交流支援を実施します。 また、里親やFH従事者、里親希望者、支援者、地域、関係機関などが交流し、里親養育について共に学び合う場づくりや、里親等が定期的に交流し、相互に情報交換や養育の相談ができる場づくりを行い、里親等の養育の質の向上を図ります。	こども青少年局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	125	里親子への一貫した支援体制の構築事業	里親委託の推進を図るため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援(フォスタリング業務)の実施体制を整備し、里親支援メニューの充実を図ります。令和3年度から、こども相談センター単位でフォスタリング業務を段階的に民間委託し、こども相談センターと委託先機関との連携により、里親子の不調の防止、地域の関係機関との更なる協働を図ります。	こども青少年局
	126	里親シンポジウム	里親制度の啓発活動と里親相談会を交えたシンポジウムを実施します。	旭区役所
<b>イ 児童養護施設等における取組み</b>				
	127	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	個々の児童に適した多様な養育環境を提供するため、家庭的な環境のもとで、要保護児童の養育に関し、相当の経験を有する養育者等によりきめ細かな養育を行います。	こども青少年局
	128	児童福祉施設の整備とケア単位の小規模化	老朽化した施設や耐震化が必要な施設の建替え等の整備を進めるとともに、小規模化やユニット化、こどものプライバシーに配慮した環境の整備も行います。	こども青少年局
	129	施設入所児童等処遇向上支援費	虐待を受けた児童など、心理的な援助や自立支援が必要な児童への継続的かつ専門的なケアや、家庭復帰に向けた家族を含めての支援など、それぞれの児童に応じた処遇向上について充実を図ります。	こども青少年局
	130	施設児童保護育成費	施設入所児童の健全育成に寄与するため、成長段階や季節に応じた行事を行います。	こども青少年局
	131	児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業	児童養護施設等の小規模化と家庭的養護を推進するために必要な職員の確保を図るとともに、施設職員の調査研究や新任研修、専門性の高い研修への参加を促進し、養育の専門性の向上を図ります。	こども青少年局
	132	養子縁組民間あっせん機関育成事業	予期せぬ妊娠をした妊婦の相談窓口となりうる養子縁組民間あっせん機関に対して、質の向上を図るため、職員等の研修費用等を補助します。	こども青少年局
<b>施策3 つながり・見守りの仕組みの充実</b>				
(1) こどもや青少年、保護者のつながりを支援します				
<b>ア 地域におけるつながりづくり</b>				
	133	地域活動協議会への支援	地域活動協議会が行っている公益性の高い地域活動に対して支援します。また、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を發揮し、小地域における様々な地域課題に取り組めるよう、まちづくりセンターなどの中間支援組織をはじめとした多様な支援ツールを有効に活用し、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援します。【再掲3(3)】	各区役所 市民局
	134	子ども会活動の推進	異年齢の集団の中での活動を通じて、大人として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりを進め、こどもの成長をめざす、子ども会活動を推進します。	各区役所 こども青少年局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	135	青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進	青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談など、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けた様々な活動を制度として推進します。(地域での具体的な活動は、各区において地域の実情に応じて実施します。)	各区役所 こども青少年局
<b>イ 家庭・学校・地域の連携によるつながりづくり</b>				
	136	「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業	地域の教育資源を学校教育に導入するなど地域に開かれた学校づくりを進め、こどもたちの生きる力を育むとともに、学校、家庭、地域が一体となって総合的な教育力を發揮し、地域における人と人とのつながりによってこどもを育む「教育コミュニティ」づくりを推進します。	各区役所 教育委員会事務局
	137	学校元気アップ地域本部事業	市内すべての中学校区に、様々な地域人材や社会資源を生かして、学校・家庭・地域の組織的な連携のもと、「学校元気アップ地域本部」を設置し、生徒の生活習慣の確立や学力向上など学校課題の解消に向け、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化など学校教育の支援活動を進めます。	教育委員会事務局
<b>ウ 相談や支援体制の充実</b>				
	138	若者自立支援事業	青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加し自立していくことに課題を抱える若者(15歳～39歳)に対し、状況やニーズに応じて、相談にのりながら、様々なサービスにつなぎ、社会参加に向けた自立を支援します。	こども青少年局
	139	高校中退者への支援策	若者自立支援事業(コネクションズおおさか)と学校が連携し、既存の取組みを活用して、市立高等学校6校で出前セミナーを実施するとともに、市立高等学校全校を対象に、学校が若者自立支援事業による支援が必要と判断した生徒の個別支援を行うなど、支援の隙間に陥る可能性のある中途退学予定者や中途退学者への支援を充実します。また、LINEを活用した情報発信と相談受付を行い、相談につながりやすくします。	こども青少年局 教育委員会事務局
<b>(2) 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります</b>				
<b>ア 啓発活動の推進</b>				
	140	児童虐待防止啓発事業	子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動を行います。特に11月は、児童虐待防止推進月間として、プロスポーツチームとの連携による啓発や、啓発チラシの配布、ポスターの掲示等による啓発を実施します。	こども青少年局
	141	教職員研修	児童虐待防止と早期発見・早期対応、育児困難の状況にある保護者への支援のあり方等に関する教職員研修を、教育センター及び市内4ブロックの地域研修において実施します。	教育委員会事務局
<b>イ 地域における見守り・支援ネットワークの充実</b>				
	142	こどもを守る地域ネットワーク機能強化	児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るとともに、関係機関が連携し、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要なこどもに関する対策を円滑に実施します。	こども青少年局
	143	こどもの見守り強化事業補助金	地域で自主的にこどもに対し食事の提供や学習支援などを民間団体に対して、こどもの見守りに係る活動費等を補助することにより、こどもの見守り体制の強化を図る。	こども青少年局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	144	要保護児童対策地域協議会の機能強化	各区保健福祉センター子育て支援室職員や各区要保護児童対策地域協議会構成員のレベルアップを図るための研修等を実施し、協議会に対し専門的知識を持つスタッフの派遣することで、協議会の専門性の向上を図るとともに、協議会の活性化により地域における児童虐待防止や子育てを支援するネットワークを強化します。	こども青少年局
	145	子ども・子育て見守り推進事業	乳幼児健康診査未受診者のうち連絡の取れない家庭や乳幼児の現認ができない家庭について、民生委員・児童委員、主任児童委員が家庭を訪問し、乳幼児の現認や状況の把握を行うことで乳幼児健康診査未受診者の全数把握に努めます。	こども青少年局
	146	児童虐待防止関係機関連携強化事業	要支援児童等を把握しやすい立場にある保育施設等に対し、直近の法改正の内容や虐待に関する指針等や適切な通告窓口の周知及び情報提供依頼を行います。 また、区役所職員向けに精神科医師による研修や、体罰によらない育児の重要性についての研修を実施し、保護者へ適切な支援を行います。 あわせて、区役所窓口等にて、体罰によらない育児の重要性についてのリーフレットを配付します。	こども青少年局
	147	未就園児等全戸訪問事業	未就園や関係機関による状況確認ができない児童に対し家庭訪問等を実施し、目視による安全確認を実施します。	こども青少年局
	148	未就学児の相談支援事業	専門的な知識を持つ相談員が未就学児の現状を把握し、保護者に対して相談や助言を行うとともに、適切な支援へつなぎます。	此花区役所
	65	養育支援訪問事業(子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業・エンゼルサポート一派遣事業)	【再掲2(1)】	こども青少年局
	66	要支援家庭に対するサポーター派遣事業	【再掲2(1)】	淀川区役所
	102	養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)	【再掲2(2)】	こども青少年局
	103	各区における養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)	【再掲2(2)】	複数区役所で実施
	149	各区における地域の見守り事業等の充実	地域の関係者や関係機関と連携することで、見守りを強化するなど、地域において児童虐待の未然防止や早期発見を図ります。	複数区役所で実施

### ウ 相談・通告受理体制の充実

150	児童虐待ホットライン	こども相談センターに24時間365日体制で対応する児童虐待専用電話「児童虐待ホットライン」を設置し、フリーダイヤルで、市民等からの通告・相談を受理し、迅速な対応につなぎます。電話番号は、0120-01-7285(まづは一報、なにわっ子)で、専任相談員が対応します。	こども青少年局
151	法的対応機能強化事業	虐待相談においては、児童の施設入所の必要性について保護者の理解を得られない等から法的対応が求められることが多く、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、援助を円滑かつ適正に行うことができる体制を整えることを目的として実施します。	こども青少年局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	152	児童家庭支援センターの機能充実	心理療法担当職員などによる主に近隣区の通所相談や訪問相談、また、地域の保護者向けに子育てイベントを実施してきましたが、今後、児童相談所が4か所となることで、児童家庭支援センターが児童相談所のどのような補完的役割を担うべきか検討し、一方で、子ども家庭総合支援拠点に対する必要な助言・支援について具体的にどのような支援的役割を担うべきかを必要なか所数と合わせて検討し、機能充実を図ります。	こども青少年局
	153	SNSを活用した児童虐待防止相談事業	大阪府・堺市と協力し、大阪府内全域を対象として若年層のコミュニケーション手段であるSNSを活用した、子育て相談等の窓口を開設します。子育て中の保護者やこども等からの相談を受け付け、子育ての悩み相談の知識を持った専門員が対応することにより、不安解消を図ります。	こども青少年局
	154	産前・産後母子支援事業	支援コーディネーター及び看護師等を配置した施設において、特定妊婦等の相談に応じ、関係機関と連携して妊娠早期からの切れ目ない包括的な支援を実施することにより、これらの妊婦の安全で安心な妊娠・出産を図るとともに、日齢0日児問題を未然に防ぐことをめざします。	こども青少年局
	20	スクールソーシャルワーカーの活用	【再掲1(3)】	教育委員会事務局
	23	区独自のスクールソーシャルワーカーの配置	【再掲1(3)】	複数区役所で実施
	26	大阪市版スクールロイヤー School Support Expert Team (SSET)	【再掲1(3)】	教育委員会事務局
	88	区保健福祉センターにおける相談の充実	【再掲2(1)】	こども青少年局
	89	こども相談センターにおける相談や支援	【再掲2(1)】	こども青少年局
	155	各区における未就学児の課題発見や支援につなぐ取組み	区の実情に応じて、保育施設への巡回や、未就学児のいる家庭に訪問するなど、児童虐待の未然防止・早期発見を図り、支援につなげます。	複数区役所で実施
	156	各区における児童虐待防止対策の充実	専門的な知識を持つ有資格者等を配置し、相談体制の強化や支援が必要なこどもや保護者に対して適切な支援へつなぎ、児童虐待防止を図ります。	複数区役所で実施

### (3) 社会全体でこどもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します

	157	大阪市こどもサポートネットの構築	支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要なこどもや世帯を学校園において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進します。	区役所 こども青少年局 教育委員会事務局 福祉局
	158	こども支援ネットワーク事業	地域におけるこどもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。	こども青少年局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	159	学習支援ボランティアへの教員採用試験における加点制度	学習支援を行うボランティア活動の場の充実と現場を知る教員の確保を図るために、一定の条件を満たす学習支援ボランティアを行った学生について、教員採用選考試験における加点を行います。	教育委員会事務局
	160	市民活動総合支援事業	市民活動・ボランティア活動に役立つ様々な情報の収集、発信を行い「市民活動総合ポータルサイト」で、様々な活動主体同士が連携しながら地域の課題解決につながる活動を進められるよう、取組み事例などの情報発信を行います。	市民局
	161	市民活動推進助成事業	市民活動を応援する市民、企業などからの寄附金を活用し、NPO等の市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して、有識者による運営会議の意見を聴取の上、助成金を交付します。	市民局
	162	市営住宅の空き住戸の活用	こどもの居場所づくりをはじめとする、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等を行う団体の活動拠点や小規模保育施設等の実施場所として、市営住宅の空き住戸を提供します。	都市整備局 こども青少年局
	163	区社協・市社協による地域福祉活動への支援	こども・子育て家庭を含む様々な世帯等に対する各地域での地域福祉活動への、区社協による支援が実施されるように支援します。また、市社協による市域全体での地域福祉活動への支援及び区社協への後方支援が実施されるように支援します。	福祉局
	164	フードドライブ	フードドライブ回収事業者の店舗や一部の区役所、また、イベント等で、ご家庭で余っている食品を集め、連携事業者等が福祉団体や生活支援を必要とする個人等へ無償で譲渡する活動です。	環境局
	133	地域活動協議会への支援	【再掲3(1)】	各区役所市民局
	165	こども食堂支援	区内の「こども食堂」に対し、学習支援員を派遣すること等によって、集まっているこどもへの学習支援等を行い、学習習慣の定着を図るとともに、自己肯定感を高めることをめざします。さらに、コーディネーターを配置することで、各こども食堂に対するアドバイスや相談支援、「こども食堂」間等とのネットワークの構築を図ります。	旭区役所
	166	子どもの居場所ネットワーク事業	子どもたちが経済的な理由や家庭環境に左右されることなく健やかに育まれるために、子どもの居場所づくりに取り組む運営団体等へのサポートやネットワークづくりを行い、子どもの居場所を利用する課題を抱えた子どもやその世帯が適切な支援を利用できるように関係機関や地域資源につなぎます。	東住吉区役所
	167	こども食堂支援事業	こども食堂を運営している団体に対し、事業に要する費用の一部を補助することにより、こども食堂の活動促進を図ることを目的として実施します。	西成区役所

## 施策4 生活基盤の確立支援の充実

### (1) 就業を支援します

	ア ひとり親家庭への支援		
	168	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭及び寡婦からの就業に関する相談に応じ必要なカウンセリングを行うとともに、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行うとともに、生活相談、法律相談などの生活支援サービスを提供します。

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	169	ひとり親家庭サポーター事業	ひとり親家庭及び寡婦の方を対象に、各区保健福祉センターにおいて、就職や自立支援に関する制度の情報を提供するとともに、きめ細かな就業相談を行います。また、訪問による相談や離婚前相談も実施します。	こども青少年局
	170	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親に対し、職業能力の開発のための講座の受講経費の一部を補助します。また、資格取得を目的とする養成機関で修業する場合、生活費として給付金を支給します。また、ひとり親家庭の親及び子に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用を補助します。	こども青少年局
	171	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業	資格取得を目的とする養成機関への入学のサポートを必要とするひとり親家庭の親を対象に、予備校の費用を補助、又は受験対策の講座を開設します。	こども青少年局
	172	企業等に対する啓発の促進	ひとり親家庭等就業支援機関が連携し、経済団体等に対して、ひとり親家庭等の就業促進に向け理解を求めるよう、研修会等の場を活用して啓発を実施します。	こども青少年局
	173	母子・父子福祉団体との随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約は、福祉的観点から、障がい・高齢・母子及び父子関連の施設・団体に対し、随意契約を行います。	こども青少年局
	73	ひとり親家庭等日常生活支援事業	【再掲2(1)】	こども青少年局
<b>イ 生活保護受給者・生活困窮者への支援</b>				
	174	総合就職サポート事業	民間事業者のノウハウを活用し、生活困窮者及び生活保護受給者に、「相談・助言」、「カウンセリング」、「ハローワークへの同行」、「就職あっせん」など、対象者に寄り添った支援を実施します。	福祉局
	175	生活困窮者自立支援事業(就労チャレンジ事業)	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなど、日常生活上に課題があり、就労に向けて準備が整っていない生活困窮者を対象に、一般就労に向けての基礎能力の形成支援を行います。	福祉局
	176	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	離職等により住宅を失った又はそのおそれのある生活困窮者のうち、収入要件や資産要件を満たす者に対し、有期で家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を行います。	福祉局
	177	生活保護受給者等就労自立促進事業	保健福祉センターにハローワーク常設窓口を設置したり、ハローワークの巡回相談を実施する等により、求人情報の提供を中心とした就労支援を実施します。	福祉局
	178	就労自立給付金	生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給します。	福祉局
	179	進学準備給付金	生活保護世帯の子どもが大学等へ進学した場合に、大学等への進学の際の新生活立ち上げ費用として、進学準備給付金を支給します。	福祉局
<b>ウ 若者や子育て世帯等への支援</b>				

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	180	しごと情報ひろば総合就労サポート事業	雇用・就労に関する相談窓口として市内4箇所に設置している「しごと情報ひろば」において、就職に向けた支援が必要な人を対象として無料の職業相談・職業紹介などを行うとともに、「地域就労支援センター」において働く意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えている求職者一人ひとりに応じた支援を行い、区役所にも出張して就労相談を実施します。また、若者・女性や高齢者などを主な対象に、企業とのマッチング機会等を提供するいわゆる就活イベントなどを実施します。	市民局
	181	大阪市立男女共同参画センターにおける講座の実施	大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館は、男女共同参画と子育て支援を一体的に推進する館であり、妊娠中や子育て中の女性を中心に男女共同参画社会の形成に関する講習会、研修会等を実施しています。	市民局
<b>(2) 施設退所者等の自立を支援します</b>				
<b>ア 児童養護施設等退所者への支援</b>				
	182	施設退所児童等社会生活・就労支援事業	児童養護施設等退所予定児童や、退所し就職した児童が、社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等を行うとともに、個別ケースに対する適切な就業環境を得るために職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行います。	こども青少年局
	183	児童自立生活援助事業	児童養護施設等の退所児童、又は、自立のための援助や生活指導等が必要と認められた児童に対し、就労への取組み及び職場の対人関係についての援助・指導を行い、児童の社会的自立を支援します。	こども青少年局
	184	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中又は退所した児童等の社会的自立を促進するため、就職・進学やアパート等を借りる際の身元保証人及び連帯保証人を確保します。	こども青少年局
	185	社会的養護継続支援事業	施設等の措置解除後も特に支援の必要性が高い者について、原則22歳の年度末まで施設等において居住の場を確保し、居住費、生活費等を支給します。	こども青少年局
	186	就学者自立生活支援事業	社会的自立の促進のため、大学等に就学中の自立援助ホーム入居者について、20歳到達後原則22歳の年度末までの間、生活費、就職支度費等を支給します。	こども青少年局
<b>イ 母子生活支援施設退所者への支援</b>				
	187	母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業	母子生活支援施設を退所した児童を対象に、地域のネットワークを活用した学習支援の場を設定し、参加を呼びかけ、自尊感情の向上を目的とした支援を行うとともに、母親に対する児童支援の環境の醸成を目的とした支援を実施します。	こども青少年局
<b>(3) 仕事と子育ての両立を支援します</b>				
<b>ア 保育サービス等の充実</b>				
	188	民間保育所等整備事業	保育が必要なすべての児童の入所枠を確保するための認可保育所、認定こども園、あるいは地域型保育事業の整備促進策として、民間事業者に対して整備に係る経費の一部を補助します。	こども青少年局
	189	保育人材の確保対策	保育士等の円滑な就職支援や保育士の負担を軽減する取組みを行うことにより、保育士等の保育施設への就業促進や保育士の離職防止を図り、待機児童解消のために必要な保育人材を確保します。	こども青少年局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	190	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間を延長し、保育を実施します。	こども青少年局
	191	一時預かり事業(幼稚園型)	保護者の就労形態の多様化や遊び場、遊び仲間の減少、安全を確保しきくなつた地域環境によるニーズの高まりを受け、幼稚園等で教育時間終了後や長期休業中に一時預かり事業(預かり保育)を実施します。	こども青少年局
	59	一時預かり事業(一般型)	【再掲2(1)】	こども青少年局
	60	病児・病後児保育事業	【再掲2(1)】	こども青少年局
	61	子育て短期支援事業(子どものショートステイ事業)	【再掲2(1)】	こども青少年局
	62	ファミリー・サポート・センター事業	【再掲2(1)】	こども青少年局
	71	訪問型病児保育(共済型)推進事業	【再掲2(1)】	複数区役所で実施

### イ 放課後などの活動の充実

	192	児童いきいき放課後事業	大阪市のすべての小学生を対象に、市内全市立小学校において、余裕教室等を利用して、安全・安心な放課後等の居場所を提供し、遊びやスポーツ、主体的な学習等を通じて、児童の健全育成を図ります。	こども青少年局
	193	留守家庭児童対策事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生(留守家庭児童)を対象に、保護者に代わりその健全な育成を図る事業を実施する取組み(民設民営の放課後児童クラブ)に対し、その運営経費の一部を補助し、もって留守家庭児童の健全育成を図ります。	こども青少年局

### ウ 女性活躍に関する取組み

	194	女性の活躍推進事業	社会の様々な分野において、女性がその能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することを目的に、女性活躍の取組を進めている企業等を認証・PRするとともに取組が進んでいない企業等に対する啓発・取組支援を実施するほか、女性及び男性に対しては、仕事と家庭の両立に向けた意識啓発・ノウハウの提供等を行います。	市民局
	195	子育て中の再就職支援事業	再就職に不安をもつ女性に対し、自らの適性にあった仕事や結婚・出産後も継続して就業できる企業を適切に選べるよう、ブランクによるスキルの回復等をテーマにした講座やセミナーを実施します。	市民局

### (4) 子育て世帯を経済的に支援します

	ア	子育てに係る経済的負担の軽減	
	196	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給します。
	197	児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	198	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由によって入院助産を受けることができない妊産婦について、入院・出産に要する費用の一部を助成します。	こども青少年局
	199	生活保護	生活に困った方に、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援することを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行います。	福祉局
	200	保育料の負担軽減	0～2歳児の保育所等保育料は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村民税の所得割に応じた額を設定することとなります。本市では、子育て家庭の負担軽減を図るため、独自に財源を拠出し、国の定める保育料徴収基準額よりも軽減し保育料を設定します。なお、3～5歳児の保育料は無料です。	こども青少年局
	201	子育てのための施設等利用給付	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する0～2歳児(非課税世帯に限る)及び3～5歳児の利用料の一部を助成します。	こども青少年局
	202	認可外保育施設にかかる幼児教育の無償化	一定の条件を満たす認可外保育施設を利用している3～5歳児について、保護者が施設に支払った利用料の一部(幼児教育費相当額)を助成します。	こども青少年局
	203	実費徴収に係る補足給付を行う事業	経済的な理由によって教育・保育を受けることが困難と認められる保護者に援助を行うことにより、教育・保育の利用を希望する保護者、こどもが円滑に教育・保育を受けられるようにします。	こども青少年局
	204	幼稚園・保育所等における副食費にかかる負担軽減	幼稚園・保育所等に通う年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降のこどもを対象に、給食費として徴収する費用のうち「副食費相当分」を助成します。	こども青少年局
	205	教育費等の負担軽減	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費等の必要な援助を行います。(就学援助費)経済的な理由により、修学が困難な高校生等(市内に住所を有し、非課税世帯に属する者)に対し、入学又は学校教育に要した費用(授業料を除く。)の一部を支給します。(奨学費)	教育委員会事務局
	206	こども医療費助成制度	こどもが健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図ります。	こども青少年局
	207	ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭の方が健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成することにより、ひとり親家庭の方の健康の保持及び生活の安定に寄与し、その福祉の向上を図ります。	こども青少年局
	208	母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉を図るために、各種資金の貸付を行います。	こども青少年局
	209	ひとり親及び寡婦に係る個人市・府民税の非課税措置	婚姻(事実婚を含む)をしていない、未婚のひとり親(男性・女性)及び寡婦(女性)に該当し、前年の所得金額が一定以下の場合に、個人市・府民税が非課税となります。	財政局
	210	ひとり親及び寡婦に係る個人市・府民税減免制度	婚姻(事実婚を含む)をしていない、未婚のひとり親(男性・女性)及び寡婦(女性)に該当し、個人市・府民税の非課税措置の所得基準を超えるため非課税とならない方の税負担を軽減するため、激変緩和措置として、申請により、段階的に個人市・府民税を減額します。	財政局

## 「大阪市こどもの貧困対策推進計画」令和3年度 主な取組み

施策	No.	事業名	事業概要	担当
	211	各種子育て支援サービスの利用料の減免	一定所得以下の世帯に対し、利用料等の減免を実施しています。 【対象事業】保育所等における延長保育事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業(一般型)、子どものショートステイ事業など	こども青少年局
	212	大阪市立有料自転車駐車場利用料の減額	児童扶養手当を受給している又は寡婦(寡夫)に該当し児童を養育している世帯の構成員(1世帯につき一人に限る)が、有料駐輪場1か所に限り、回数券又は定期券の利用料金の5割の減額措置を実施しています。	建設局
	213	JR通勤定期の特別割引	児童扶養手当を受給する世帯の世帯員が、JRを利用して通勤している場合に、通勤定期乗車券を3割引で購入できる証明書を発行しています。	こども青少年局
	1	幼児教育の無償化の取組み	【再掲1(1)】	こども青少年局 福祉局
	10	塾代助成事業	【再掲1(2)、1(4)】	こども青少年局
<b>イ 養育費確保支援の取組み</b>				
	214	養育費確保のトータルサポート事業	養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とするため、ひとり親等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、情報提供や弁護士による無料相談、家庭裁判所等への同行支援、公正証書等作成費、養育費の保証費用を補助する等、総合的な支援を実施します。	こども青少年局
<b>ウ 住居に関する支援の取組み</b>				
	215	ひとり親世帯向け市営住宅入居者募集の実施	配偶者のない者とその子ども(20歳未満の児童が含まれていること)のみで構成する世帯に対して、他の募集区分とは別に募集区分を設け、年1回、市営住宅入居者募集を実施しています。	こども青少年局
	216	市営住宅(公営住宅)における子育て世帯の入居要件の緩和	特に居住の安定を図るべき対象として、高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子どもを含む世帯に対して、公営住宅の入居者資格(収入基準)を緩和しています。	都市整備局
	217	子育て世帯向け市営住宅入居者募集の実施	現在同居しているか、又は同居しようとする高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子どもを含む親子を中心とした二人以上の親族で構成する世帯に対して、他の募集区分とは別に募集区分を設け、年3回、市営住宅入居者募集を実施しています。	都市整備局
	218	市営住宅(公営住宅)における多子世帯に対する当選確率優遇(2月・7月定期募集)	18歳未満の子どもが三人以上いる世帯に対し、抽選番号を二つ付与し、当選確率の優遇を実施しています。	都市整備局
	219	子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る相談・情報提供	市立住まい情報センターにおいて、子育て世帯等を含むすべての方を対象に、住まいや暮らしに関する様々な相談や、子育て世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等に係る情報提供を、窓口及び電話で実施しています。また、子育て世帯をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録するとともに、登録を受けた住宅の情報については、ホームページや市役所本庁舎の窓口等において、広く情報提供を実施しています。	都市整備局